

令和6年度 全国健康保険協会宮城支部
健康経営優良法人認定に向けた無料訪問サポート事業者 募集要領

1. 目的

全国健康保険協会（以下：協会けんぽ）宮城支部が推進する健康経営の普及促進を目的に、健康経営優良法人認定に向けた無料訪問サポート事業者の募集について定める。

2. 事業内容

職場健康づくり宣言実施事業所（令和6年1月末時点：約2,458社）に対し健康経営優良法人認定に向けた次の2種類のプランの訪問サポート（オンライン面談を含む）を無償で行う。

◎プランA：「優良法人認定制度・認定までの全体的なスケジュール・現状確認・申請方法」の説明をセットにした健康経営優良法人認定サポート

◎プランB：「健康経営とは？・現状確認・健康課題に対するアドバイス」の説明をセットにした健康経営をこれから始めるビギナー向けのサポート

基本的な流れは、協会けんぽ宮城支部が職場健康づくり宣言実施事業所に当該サポートの募集及び受付を行う。その後、当該受付情報の提供を受けた無料訪問サポート事業者が、日程調整のうえで当該サポート及びアンケートを実施するものとする。なお、令和5年4月1日～令和6年1月31日までの申込事業所数は24社。

3. 事業期間 覚書締結日 ～ 令和7年3月31日

4. 募集事業者数 若干数

5. 募集期間 令和6年2月20日～ 令和6年3月15日

6. 応募方法

別紙『応募申込書』に記入のうえ添付書類と一緒に協会けんぽ宮城支部へ郵送にて提出すること。

※令和6年3月15日必着

7. 応募要件

次の要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 協会けんぽ宮城支部と「健康経営の普及促進事業の推進に向けた協力・連携覚書」を締結していること。
- (2) 健康経営アドバイザー認定者や日本健康マスター認定者の配置など、本事業に関して十分な知識を有する体制があり本事業の効果的かつ円滑な実施が可能であること。
- (3) サポートに使用する資料の提供を含めた本事業（無料訪問サポート）を無償で提供できること。
- (4) 個人情報保護に関する管理体制を整備していること。
- (5) 再委託を行わないこと。

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。なお、事前に協会けんぽ宮城支部に報告のうえ了承を受けた場合は、この限りではない。当該報告を行う際には、業務の範囲・

管理体制等を明記した報告書を提出することとする。協会けんぽ宮城支部が未承認の再委託や報告の内容に虚偽があることを発覚した場合、協会けんぽ宮城支部は覚書解除及び損害賠償請求を行うことができる。

(6) 協会けんぽ宮城支部の照会に対応できること。

業務の進捗状況等について、協会けんぽ宮城支部からの照会に即時に対応できる体制を整備すること。

(7) 個人情報の管理に関すること。

本業務の遂行に必要な個人情報を収集してはならない。また、本業務の遂行にあたり作成した個人情報があつた場合については、業務終了後、適正に廃棄または消去のうえ、「業務終了時報告書」を宮城支部に提出すること。

(8) 協会けんぽ加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取り組みであることを十分に理解していること。

(9) 協会けんぽが民間企業の営利に当たる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。

(10) 特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協会けんぽが特定の企業以外との連携を排除しないことを十分に理解していること。

(11) 協会けんぽが特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような連携ではないこと。

(12) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。

(13) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

8. 選定方法

前記の応募要件を満たし、非営利かつ公平、公正な取り組みが期待され、協会けんぽ宮城支部加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる事業者を選定する。

9. 提出書類

・応募申込書・・・1部

・訪問サポートの際に使用する資料・・・各7部

※次の各プランのサポート内容が記載された資料。

プランA：「優良法人認定制度」「認定までの全体的なスケジュール」「現状確認」「申請方法」

プランB：「健康経営とは?」「現状確認」「健康課題に対するアドバイス」

10. 選考結果

選考結果は3月中に結果通知書を発送する。

11. 覚書締結

本業務における協力・連携事業者とは、健康経営優良法人認定に向けた無料訪問サポート事業業務にかかる覚書を締結する。

12. 問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部 企画総務グループ 高橋・根岸 電話：022-714-6851